



平成30年3月9日

各位

会社名 シリコンスタジオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺田 健彦
(コード: 3907、東証マザーズ)
問合せ先 コーポレートサービス部長
梶谷 眞一郎
(TEL. 03-5488-7070)

第三者割当による新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成30年3月9日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権（以下「本新株予約権」と総称します。）の募集を行うこと（以下「本第三者割当」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

ア. 第5回新株予約権

(1) 割 当 日	平成30年3月26日
(2) 新株予約権の総数	50,000個
(3) 発行価額	112円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 50,000株（新株予約権1個につき1株）
(5) 資金調達額	98,550,000円（差引手取概算額）
(6) 行使価額	1,886円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。 Japan International Partners LLC 31,000個 Nippon Opportunity Partners LLC 19,000個
(8) その他	当社は、割当予定先である Japan International Partners LLC 及び Nippon Opportunity Partners LLC（以下「割当予定先」と総称する。）との間で締結した新株予約権買取契約（以下「本買取契約」という。）において、各割当予定先がそれぞれに割り当てられた第5回新株予約権の全部を、その行使期間の初日（平成30年3月27日）に全て行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とする。）等について合意しております。詳細については、別記5. 割当予定先の選定理由等（5）その他をご参照ください。 第5回新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 資金調達の額は、第5回新株予約権の払込金額の総額に第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第5回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第5回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額が調整された場合は増加又は減少します。また、第5回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

の合計額は減少します。

イ. 第6回新株予約権

(1) 割 当 日	平成30年3月26日
(2) 新株予約権の総数	140,000個
(3) 発行価額	3円
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：140,000株（新株予約権1個につき1株） 上限行使価額及び下限行使価額はありません。
(5) 資金調達額	260,680,000円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及び その修正条項	当初行使価額 1,886円 行使価額は、平成30年4月24日（第6回新株予約権の行使可能期間の初日）に、平成30年4月23日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額に修正されます。 第6回新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。 Japan International Partners LLC 86,800個 Nippon Opportunity Partners LLC 53,200個
(8) そ の 他	当社は、割当予定先との間で締結した本買取契約において、①各割当予定先が、それぞれに割り当てられた第6回新株予約権の全部を、その行使期間の初日（平成30年4月24日）に全て行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とする。）、②上記①にかかわらず、第6回新株予約権の修正後の行使価額が当初行使価額の50%に相当する額（以下「第6回新株予約権下限行使価額」という。）を下回った場合、割当予定先は第6回新株予約権を行使してはならないこと、③上記①にかかわらず、(i)第6回新株予約権の修正後の行使価額が第6回新株予約権下限行使価額の109%に相当する額を下回った場合、又は(ii)本買取契約の締結日から平成30年4月24日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は上記①の行使義務を免れること等について合意しております。詳細については、別記5. 割当予定先の選定理由等 (5) その他をご参照ください。 第6回新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 資金調達額は、第6回新株予約権の払込金額の総額に第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第6回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第6回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、第6回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

ウ. 第7回新株予約権

(1) 割 当 日	平成30年3月26日
(2) 新株予約権の総数	140,000個
(3) 発行価額	1円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：140,000株（新株予約権1個につき1株） 上限行使価額及び下限行使価額はありません。
(5) 資金調達額	260,400,000円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及びその修正条項	当初行使価額 1,886円 行使価額は、平成30年5月25日（第7回新株予約権の行使可能期間の初日）に、平成30年5月24日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額に修正されます。 第7回新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。 Japan International Partners LLC 86,800個 Nippon Opportunity Partners LLC 53,200個
(8) その他	当社は、割当予定先との間で締結した本買取契約において、①各割当予定先がそれぞれに割り当てられた第7回新株予約権の全部を、その行使期間の初日（平成30年5月25日）に全て行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とする。）、②上記①にかかわらず、第7回新株予約権の修正後の行使価額が当初行使価額の50%に相当する額（以下「第7回新株予約権下限行使価額」という。）を下回った場合、割当予定先は第7回新株予約権を行使してはならないこと、③上記①にかかわらず、(i)第7回新株予約権の修正後の行使価額が第7回新株予約権下限行使価額の109%に相当する額を下回った場合、又は(ii)本買取契約の締結日から平成30年5月25日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は上記①の行使義務を免れること等について合意しております。詳細については、別記5. 割当予定先の選定理由等（5）その他をご参照ください。 第7回新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 資金調達額は、第7回新株予約権の払込金額の総額に第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第7回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第7回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、第7回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

エ. 第8回新株予約権

(1) 割 当 日	平成30年3月26日
(2) 新株予約権の総数	25,000個

(3) 発行価額	84円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：25,000株（新株予約権1個につき1株） 上限行使価額及び下限行使価額はありません。
(5) 資金調達額	58,025,000円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及びその修正条項	当初行使価額 2,264円 行使価額は、平成31年3月9日を初日として、各1年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に相当する金額に修正されます。 第8回新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。 Japan International Partners LLC 15,500個 Nippon Opportunity Partners LLC 9,500個
(8) その他	当社は、割当予定先との間で締結した本買取契約において、第8回新株予約権の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の30連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）が当該時点における第8回新株予約権の行使価額の150%に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当予定先は、当該取引日の終了時点で各割当予定先が保有する第8回新株予約権の50%をそれぞれ行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当予定先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当予定先の当社に対する議決権保有比率が9.99%を超えることとなる場合を除く。）等について合意しております。詳細については、別記5. 割当予定先の選定理由等（5）その他をご参照ください。 第8回新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 資金調達額は、第8回新株予約権の払込金額の総額に第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第8回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第8回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、第8回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

オ. 第9回新株予約権

(1) 割当日	平成30年3月26日
(2) 新株予約権の総数	70,000個
(3) 発行価額	60円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：70,000株（新株予約権1個につき1株） 上限行使価額及び下限行使価額はありません。

(5) 資金調達額	134,330,000円(差引手取概算額)				
(6) 行使価額及びその修正条項	<p>当初行使価額 1,886円</p> <p>行使価額は、平成30年4月24日(第9回新株予約権の行使可能期間の初日)に、平成30年4月23日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の110.4%に相当する金額に修正され、以後、平成31年4月24日を初日として、各1年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額に修正されます。</p> <p>第9回新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>				
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	<p>第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。</p> <table border="0"> <tr> <td>Japan International Partners LLC</td> <td>43,400個</td> </tr> <tr> <td>Nippon Opportunity Partners LLC</td> <td>26,600個</td> </tr> </table>	Japan International Partners LLC	43,400個	Nippon Opportunity Partners LLC	26,600個
Japan International Partners LLC	43,400個				
Nippon Opportunity Partners LLC	26,600個				
(8) その他	<p>当社は、割当予定先との間で締結した本買取契約において、①第9回新株予約権の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の30連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)が当該時点における第9回新株予約権の行使価額の150%に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当予定先は、当該取引日の終了時点で各割当予定先が保有する第9回新株予約権の50%をそれぞれ行使すること(ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当予定先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当予定先の当社に対する議決権保有比率が9.99%を超えることとなる場合を除く。)、②上記①にかかわらず、第9回新株予約権の修正後の行使価額が第9回新株予約権の当初行使価額の50%に相当する額(以下「第9回新株予約権下限行使価額」という。)を下回っている間、割当予定先は第9回新株予約権を行使してはならないこと、③上記①にかかわらず、(i)上記②に定める場合、又は(ii)本買取契約の締結日から行使期間の末日(平成33年4月23日)までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は第9回新株予約権に係る行使義務を免れること等について合意しております。詳細については、別記5. 割当予定先の選定理由等 (5) その他をご参照ください。</p> <p>第9回新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>				

(注) 資金調達の額は、第9回新株予約権の払込金額の総額に第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第9回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第9回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、第9回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

カ. 第 10 回新株予約権

(1) 割 当 日	平成 30 年 3 月 26 日
(2) 新株予約権の総数	70,000 個
(3) 発行価額	60 円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：70,000 株（新株予約権 1 個につき 1 株） 上限行使価額及び下限行使価額はありませぬ。
(5) 資金調達額	134,330,000 円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及びその修正条項	当初行使価額 1,886 円 行使価額は、平成 30 年 5 月 25 日（第 10 回新株予約権の行使可能期間の初日）に、平成 30 年 5 月 24 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 110.4%に相当する金額に修正され、以後、平成 31 年 5 月 25 日を初日として、各 1 年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に相当する金額に修正されます。 第 10 回新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等には該当しませぬ。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。 Japan International Partners LLC 43,400 個 Nippon Opportunity Partners LLC 26,600 個
(8) その他	当社は、割当予定先との間で締結した本買取契約において、①第 10 回新株予約権の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の 30 連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）が当該時点における第 10 回新株予約権の行使価額の 150%に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当予定先は、当該取引日の終了時点で各割当予定先が保有する第 10 回新株予約権の 50%をそれぞれ行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当予定先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当予定先の当社に対する議決権保有比率が 9.99%を超えることとなる場合を除く。）、②上記①にかかわらず、第 10 回新株予約権の修正後の行使価額が第 10 回新株予約権の当初行使価額の 50%に相当する額（以下「第 10 回新株予約権下限行使価額」という。）を下回っている間、割当予定先は第 10 回新株予約権を行使してはならないこと、③上記①にかかわらず、(i) 上記②に定める場合、又は(ii)本買取契約の締結日から行使期間の末日（平成 33 年 5 月 24 日）までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は第 10 回新株予約権に係る行使義務を免れること等について合意しております。詳細については、別記 5. 割当予定先の選定理由等 (5) その他をご参照ください。 第 10 回新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 資金調達額は、第 10 回新株予約権の払込金額の総額に第 10 回新株予約権の行使に際して出資される

財産の価額の合計額を合算した金額から、第10回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第10回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、第10回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達のための主な目的

当社は、創業以来、三次元コンピュータグラフィックス（以下、「3DCG」といいます。）の技術を中心として継続的に研究開発を行い、当該3DCGの技術を、ミドルウェア（コンピュータの基本的な制御を行うオペレーティングシステムと、各業務処理を行うアプリケーションソフトウェアとの中間に入るソフトウェア）として製品化したうえで販売することで、またはそのミドルウェアを活用してゲーム開発の請負業務を行うことで、ゲームメーカーをはじめとしたエンターテインメント業界を顧客として事業を展開してまいりました。さらに、かかる開発推進・支援事業においては、英国ARM社の100%子会社であるGeomerics社より、リアルタイムでグローバルイルミネーション（3DCG空間全体に影響する複雑な照明効果を計算し、自然な間接光を生成する方法）を提供するソフトウェアである「Enlighten」のライセンス並びに全世界においての開発、販売及びサポートを行う権利を取得し、海外展開の強化を目標としてまいりました。また、近年はエンターテインメント業界のみならず、自動車業界、住宅建設業界、その他の非エンターテインメント業界に顧客層を拡大してまいりました。

しかしながら、当社は、平成28年11月期連結決算において、売上高7,001百万円、営業利益△428百万円と、営業損失を計上するに至りました。そこで、当社は、営業利益の黒字化を実現するために、従来の、国内エンターテインメント業界を中心に営業展開を行う戦略から、開発推進支援事業における非エンターテインメント業界の新規開拓、海外展開の強化などへ事業戦略を変更し、潜在顧客への販売機会増大及びプロジェクト管理体制の強化により、一過性要因による売上高減少の防止などの施策を講じることとし、平成29年1月16日付で適時開示いたしました「平成29年11月期決算短信[日本基準]（連結）」のとおり、平成29年11月期においては、売上高8,097百万円、営業利益56百万円と予想しておりました。上記のとおり、非エンターテインメント業界の新規開拓、海外展開の強化などへ事業戦略を変更したものの、顧客の予算が既に固まっていたため、顧客から同一期での追加の発注は困難であるとお断りを受け、売上増大を図ることが難しかったこと、ミドルウェアにおける海外営業展開については、販売体制及び技術サポート体制構築が、「Enlighten」のライセンス並びに開発、販売、サポートの権利を移行することに手間取り、既存顧客に対して権利取得のアナウンスが遅れたことによって、期初に見込んでいた販売額達成を図ることができませんでした。また、顧客の技術的意図を汲みきれなかったことによる受注案件の期ズレについては、期初に見込んでいた売上が、翌期以降に計上されることになっております。さらに、開発の方向性を顧客と共有できなかったことによる受託案件の開発遅延については、開発を中止することとなり、特損を発生させる結果となりました。また、工程管理の不足から、ゲームコンテンツの開発遅延による発売延期も発生した結果、売上の上がる期間が短縮したことにより期初に開示した計画を達成するには至らず、平成29年11月期についても、平成30年1月15日付で適時開示いたしました「平成29年11月期 決算短信[日本基準]（連結）」のとおり、売上高6,115百万円、営業利益△1,251百万円と2期連続の営業損失を計上するに至りました。

このような事態を踏まえ、当社としては、営業利益の黒字化を実現するために、次の施策が必要であると考えております。

当社は、創業当初より3DCG技術の研究開発を行い、エンターテインメント業界に向けてその研究開発結果を応用した製品を販売し、また受託技術開発ビジネスを展開して参りましたが、近年は3DCG技

術を非エンターテインメント業界に応用してビジネスに繋げることが今後の当社の発展には欠かせないと考えております。そのためには、3DCG 技術を非エンターテインメント業界に応用するための周辺技術に係る研究開発は急務であると考えております。その研究開発のために、エンジニアの採用は欠かせないと考えております。また、ミドルウェアの海外営業展開を加速するためには、ミドルウェアの開発及びサポートを行うエンジニアの採用も必要であると考えております。開発遅延を防ぐためには、エンジニアを雇用し、プロジェクトマネージャーとして工程管理を行わせていきます。そのために、当社において採用したエンジニアの過去の実績から考えた結果、3DCG 及びその周辺領域において、米国電機電子学会、SIGGRAPH（米国のCG映像学会）、インターグラフ（欧州のCG学会）、情報処理学会、電子情報通信学会、映像情報メディア学会、日本VR学会、画像電子学会等に論文を提出している、又は当該分野において5年程度以上の研究又はプログラム開発実務経験があるエンジニアを雇用して、上記の分野における研究開発とプログラム開発実務、海外サポートに従事させることが、売上拡大と営業利益増大に寄与すると考えております。更に、工程管理、工程見積、品質管理などの実務経験のあるエンジニアを雇用することで、開発遅延や品質問題などに適切に対処する体制を構築でき、営業利益の増大に寄与すると考えております。

また、新規に研究開発を行っていた機械学習分野において、ビックデータの解析によりゲームユーザー行動の未来予測を行う研究開発が実用に近いところまで成果をあげております。この研究開発を更に進めていくことによって、機械学習をゲームユーザーの行動解析のみならず、ヘルスケア分野を始めとする他分野でのサービスを行い、事業拡大に繋げていくことが必要であると考えております。

機械学習分野においては、当社における過去の実績から考えた結果、当該分野において3年以上データ・サイエンティストとしての実務経験のある、データ・サイエンティスト（ビックデータを解析し、課題に対する適切な解決方法を提示する技術者）を獲得し、研究開発に従事させることが、機械学習分野の研究開発を製品化に繋げ、事業拡大に繋げていくためには欠かせない施策であると判断しております。

期間と致しましては、当社内で研究開発の方向性の中での現状の課題を解決する期間の想定として、当社の中期経営計画及び研究開発投資計画のマイルストーンを勘案した結果、3年間を見込んでおります。

また、現在3DCG 及びその周辺技術に関する研究開発を行っているエンジニアは39名、海外技術サポート及び開発を行っているエンジニアは2名、プロジェクトマネジメントを行っているエンジニアは3名おります。また、データ・サイエンティストは3名おります。しかし、現状のエンジニア及びデータ・サイエンティストは、既に現状の課題に専念させておりますので、今後の成長を見込むためには、以下の通り増員が必要と考えております。

今後対応していく3DCG 技術を他業界へ対応させるためには、従来の研究開発において必要としたエンジニアの人数を参考に、今後対応していく研究課題に必要な人員数を見積もった結果として、13名のエンジニア増員が不可欠と考えております。また3DCG の基盤技術を進めていくための研究には、同様に見積もった結果として8名の追加エンジニアを必要とします。海外顧客のための技術サポート及び技術開発のためには、過去の同様の案件に従事した人数から見積もって、3名の増員を必要としております。工程遅延を防ぐためのプロジェクトマネージャーは、現状のプロジェクト数から見積もった結果として、2名の増員を必要としております。機械学習技術を新規業界へ展開させ、事業化するためのデータ・サイエンティストについては、現状の人員数と、今後の対象領域を広げている作業に係る人員を見積もった結果として、3名の増員を必要と考えております。

これらの前提条件から、3DCG 及びその周辺技術に関する研究開発のために21名、海外技術サポート及びミドルウェア開発のために3名、プロジェクトマネジメントのために2名、計26名のエンジニアと、3名のデータ・サイエンティストを、本年度出来るだけ早期に雇用し、研究開発及びプロダクションマネジメントに3年間従事させるための採用費を含む人件費等、及び増員したエンジニア及びデータ・サイエンティストが使用するパーソナルコンピュータ及びサーバー等の追加機材費で、

946,315,000円を見込んでおります。

なお、2月16日付で公表した「第三者割当による新株予約権の募集に関するお知らせ」においては、新規に採用したエンジニアの教育費を資金使途に含めておりましたが、社内での協議の結果、教育費は自己資金を充当することを予定しております。

また、最低限必要と考える費用としては、586,815,000円を見込んでおり、これは研究課題の中でも優先分野と考える、3DCG周辺技術の自動車事業関係、機械学習分野、3DCGのレンダリング(形状や色、視点、光の位置や方向から計算によって画像を作り出すこと)関係分野、において、この優先順位の順にて3年間の人件費等、及びエンジニアとデータ・サイエンティストが使用するコンピュータ機材購入への充当額となります。資金使途を充当する優先順位としては、上記の通りとしておりますが、本新株予約権(以下(2)「資金調達方法の概要」において定義します。)の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各研究課題への充当金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権による調達金額の額が現時点において想定している調達金額の額を超過した場合には、超過分は、新規の事業分野である機械学習実用化のための運転資金として利用することを想定しております。なお、調達額が最低限必要と考える額に満たない場合には、自己資金を充当する予定であります。

また、3DCG技術者の採用、及び研究開発については、採用が予定通り進まない事態が起り、尚且つ当社の考える研究開発の方向性及び技術水準から当社とのシナジーが見込まれる企業との資本・業務提携を含むM&Aを通じて外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが出来る場合は、調達した資金を資本・業務提携を含むM&Aに活用することも考えております。現時点で具体的な候補企業はありませんが、具体的なM&A案件が正式に決定した場合には、適切に開示いたします。

以上の通り、財務体質を強化し、開発推進・支援事業セグメントにおける人件費等、及びコンピュータ及びサーバー等の機材費等に充当するために、資金調達を行う必要があります。

当社は、本第三者割当によって調達した資金を活用して上記の事業拡大を図っていくことにより、当社の収益拡大を図ることが可能となるため、本第三者割当は企業価値及び株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

(2) 資金調達方法の概要

上記(1)の資金調達ニーズを踏まえて、当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたところ、平成29年9月ころ、Weiss Asset Management LP(住所:251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674, General Partner: WAM GP LLC、事業内容:ファンダメンタル分析及び統計分析により発見した割安な有価証券への投資を通じた資産運用業務。以下「Weiss社」といいます。なお、割当予定先であるJapan International Partners LLC及びNippon Opportunity Partners LLCは、それぞれ、Weiss社が投資運用業務を提供している投資ファンド(Brookdale International Partners, L.P.及びBrookdale Global Opportunity Fund)の間接的な完全子会社であり、Weiss社の出資者及び役員であるAndrew Weiss氏、Paul Sherman氏及びEitan Milgram氏が保有する会社であるNippon Opportunity Management LLCがそのマネージャーを務めています。)より、Weiss社の関係会社であるNippon Opportunity Management LLCがマネージャーを務めるJapan International Partners LLC及びNippon Opportunity Partners LLCを割当予定先とする第5回新株予約権から第10回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を組み合わせた第三者割当増資による資金調達の提案を受けました。本新株予約権の概要は以下のようのものであります。

- ① 割当予定先が行使を確約(コミット)するコミットメントワラント(第5回新株予約権から第7回新株予約権をいい、以下、「コミットメントワラント」といいます。)と、特定の株価をターゲットとした新株予約権を予め発行することにより、当社の株価がターゲット

価格に達した場合に機動的な行使が可能となるターゲットワラント（第8回新株予約権から第10回新株予約権をいい、以下、「ターゲットワラント」といいます。）を組み合わせて発行する。

- ② コミットメントワラントである第5回新株予約権から第7回新株予約権は、いずれも割当予定先と当社との間の新株予約権買取契約（以下「本買取契約」といいます。）において、以下のように行使が確約される。
- ・第5回新株予約権は、その行使期間の初日である平成30年3月27日に、発行決議日の直前取引日における普通取引の終値の92%に相当する金額である1,886円で行使される。
 - ・第6回新株予約権は、その行使期間の初日である平成30年4月24日に、行使価額が直前取引日における普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されたうえで行使される。ただし、かかる修正後の行使価額が第6回新株予約権下限行使価額を下回った場合、割当予定先は第6回新株予約権を行使してはならない。また、(i)かかる修正後の行使価額が第6回新株予約権下限行使価額の109%に相当する額を下回った場合、又は(ii)本買取契約の締結日から平成30年4月24日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は第6回新株予約権に係る行使義務を免れる。
 - ・第7回新株予約権は、その行使期間の初日である平成30年5月25日に、行使価額が直前取引日における普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されたうえで行使される。ただし、かかる修正後の行使価額が第7回新株予約権下限行使価額を下回った場合、割当予定先は第7回新株予約権を行使してはならない。また、(i)かかる修正後の行使価額が第7回新株予約権下限行使価額の109%に相当する額を下回った場合、又は(ii)本買取契約の締結日から平成30年5月25日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は第7回新株予約権に係る行使義務を免れる。
- ③ ターゲットワラントである第8回新株予約権から第10回新株予約権については、行使期間のうち当初の1年間（但し、第8回新株予約権については平成30年3月27日から平成31年3月8日まで）における行使価額（ターゲット価格）を、対応するコミットメントワラントに20%のプレミアムが付されるように設計する。具体的には以下の通りとする。
- ・第8回新株予約権は、その行使期間の始期を第5回新株予約権の行使期間の始期（平成30年3月27日）と対応させ、その行使価額について、行使期間のうち平成31年3月8日までは第5回新株予約権の行使価額の20%プレミアム（発行決議日の直前取引日における普通取引の終値の110.4%）とする。
 - ・第9回新株予約権は、その行使期間の始期を第6回新株予約権の行使期間の始期（平成30年4月24日）と対応させ、その行使価額について、行使期間のうち当初の1年間は第6回新株予約権の行使価額の20%プレミアム（行使期間初日の直前取引日における普通取引の終値の110.4%）とする。
 - ・第10回新株予約権は、その行使期間の始期を第7回新株予約権の行使期間の始期（平成30年5月25日）と対応させ、その行使価額について、行使期間のうち当初の1年間は第7回新株予約権の行使価額の20%プレミアム（行使期間初日の直前取引日における普通取引の終値の110.4%）とする。
- ④ ターゲットワラントである第8回新株予約権から第10回新株予約権について、行使期間のうち当初の1年間（但し、第8回新株予約権については平成30年3月27日から平成31年3月8日）を経過した場合には、当該経過時点の直前取引日における普通取引の終値に修正される。
- ⑤ ターゲットワラント（第8回、第9回及び第10回新株予約権）の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の30連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）が当該時点におけるそれぞれの新株予約権の

行使価額の150%に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当予定先は、当該取引日の終了時点で各割当予定先が保有する当該新株予約権の50%をそれぞれ行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当予定先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当予定先の当社に対する議決権保有比率が9.99%を超えることとなる場合を除く。）を確約する。ただし、第9回新株予約権及び第10回新株予約権について、行使期間における修正後の行使価額が当該新株予約権の下限行使価額を下回っている間、割当予定先は当該新株予約権を行使してはならない。また、第9回新株予約権及び第10回新株予約権について、行使期間における修正後の行使価額が当該新株予約権の下限行使価額を下回っている場合、又は本買取契約の締結日から当該新株予約権の行使期間の末日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は当該新株予約権に係る行使義務を免れる。

これらの新株予約権の総数・潜在株式数・発行価額の総額・資金調達額・行使価額・行使期間について比較すると、以下のようになります。

種類	新株予約権の総数 ・潜在株式数	発行価額の 総額	資金調達額 (注)	行使価額	行使日及び行使期間
第5回	50,000個 50,000株	5,600,000円	98,550,000円	1,886円 (発行決議日の直前取引日における普通取引の終値の92%相当額)	行使日：平成30年3月27日 行使期間：平成30年3月27日から平成33年3月26日
第6回	140,000個 140,000株	420,000円	260,680,000円	当初1,886円。但し、行使価額は、平成30年4月24日に、平成30年4月23日における普通取引の終値の92%相当額に修正される。	行使日：平成30年4月24日 行使期間：平成30年4月24日から平成33年4月23日
第7回	140,000個 140,000株	140,000円	260,400,000円	当初1,886円。但し、行使価額は、平成30年5月25日に、平成30年5月24日における普通取引の終値の92%相当額に修正される。	行使日：平成30年5月25日 行使期間：平成30年5月25日から平成33年5月24日
第8回	25,000個 25,000株	2,100,000円	58,025,000円	当初2,264円 (第5回新株予約権の行使価額の20%プレミアム (発行決議日の直前取引日における普通取引の終値の110.4%)相当額)。但し、行使価額は、平成31年3月9日を初日として、各1年後の応当日ごとに、その直前の取引日における普通取引の終値に相当す	行使期間：平成30年3月27日から平成33年3月26日

種類	新株予約権の総数 ・潜在株式数	発行価額の 総額	資金調達額の 額 (注)	行使価額	行使日及び行使期間
				る金額に修正される。	
第 9 回	70,000個 70,000株	4,200,000円	134,330,000 円	当初1,886円。但し、行使 価額は、平成30年4月24日 に、第6回新株予約権の行 使価額の20%プレミアム (行使期間初日の直前取 引日における普通取引の 終値の110.4%)相当額に 修正され、以後、平成31年 4月24日を初日として、各 1年後の応当日ごとに、そ の直前の取引日における 普通取引の終値に相当す る金額に修正される。	行使期間：平成30年 4月24日から平成33年 4月23日
第 1 0 回	70,000個 70,000株	4,200,000円	134,330,000 円	当初1,886円。但し、行使 価額は、平成30年5月25日 に、第7回新株予約権の行 使価額の20%プレミアム (行使期間初日の直前取 引日における普通取引の 終値の110.4%)相当額に 修正され、以後、平成31年 5月25日を初日として、各 1年後の応当日ごとに、そ の直前の取引日における 普通取引の終値に相当す る金額に修正される。	行使期間：平成30年 5月25日から平成33年 5月24日

注：資金調達の額は、各新株予約権の払込金額の総額に各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、各新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。もっとも、第6回新株予約権から第10回新株予約権については、当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、各新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

また、コミットメントワラント及びターゲットワラント別に新株予約権の総数・潜在株式数の総数・発行価額の合計額・資金調達額の合計額について比較すると、以下のようになります。

新株予約権の種類	新株予約権の総数 ・潜在株式数の総数	発行価額の合計額	資金調達額の合計額 (注)
コミットメントワラント (第5回新株予約権から 第7回新株予約権)	330,000個 330,000株	6,160,000円	619,630,000円

新株予約権の種類	新株予約権の総数 ・潜在株式数の総数	発行価額の合計額	資金調達額の合計額 (注)
ターゲットワラント (第8回新株予約権から 第10回新株予約権)	165,000個 165,000株	10,500,000円	326,685,000円

注：資金調達額の合計額は、各新株予約権の払込金額の総額に各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、各新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。もっとも、第6回新株予約権から第10回新株予約権については、当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、各新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

(3) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由及びその特徴

上記(2)のとおり、本新株予約権は、コミットメントワラントである第5回新株予約権から第7回新株予約権とターゲットワラントである第8回新株予約権から第10回新株予約権を組み合わせたものです。

これにより、当社資金需要に対して第5回から第7回のコミットメントワラントによって、蓋然性の高い調達が早期に見込めることと、第8回から第10回のターゲットワラントによって、株価上昇局面において機動的な調達を見込めることから、この第5回から第10回までの計6回を組み合わせることで、当社にもメリットが見込めると考えております。

コミットメントワラントのうち、第5回新株予約権については、行使価額が発行決議日の直前取引日における普通取引の終値の92%に相当する金額である1,886円に固定されておりますが、第6回新株予約権及び第7回新株予約権については、段階的に行使の確約日を設定するとともに、当該日において行使価額が直前取引日における普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されたうえで行使されることとなります。このように、第5回から第7回新株予約権(コミットメントワラント)について段階的な行使を認めることにより、行使価額が固定された新株予約権を一度に発行する場合に比して、割当予定先は株価変動リスクを可及的に回避することができるため、その結果として、当社としてもより多くの新株予約権の行使確約を得ることができます。また、一度に大量の新株予約権が行使される場合に比して、段階的な行使を認めることによって、新株予約権の行使時における株価への影響を抑えることも可能となります。

また、ターゲットワラントである第8回新株予約権から第10回新株予約権については、行使価額を、行使期間のうち当初の1年間(但し、第8回新株予約権については平成30年3月27日から平成31年3月8日まで)においては、対応するコミットメントワラントの行使価額にプレミアムを付した金額とすることで、当社の株価が上昇した場合において、機動的な資金調達を可能としております。なお、当該ターゲットワラントについて、当該当初の1年間(但し、第8回新株予約権については平成30年3月27日から平成31年3月8日まで)が経過した場合には、行使価額が当該経過時点の直前取引日における普通取引の終値に修正されることとなりますが、当社の株価が低迷してターゲットワラントの行使が期待できなくなった場合であっても、かかる修正を経ることによって、新株予約権の行使が期待できます。更に、かかる修正がなされた場合であっても、上記(2)⑤記載の要件を満たす場合には、本買取契約上、一定の新株予約権の行使が義務付けられております。

当社は、他にも複数の金融機関よりMSCB等による資金調達の提案を受けておりましたが、以下の通り、本新株予約権による調達のメリット・デメリット及び他の資金調達方法を検討のうえ、第5回から第7回のターゲットワラントにより確実に見込まれる調達金額が最も当社にとって有利であったこと及び希薄化による影響が限定的であったことなどから最も適切であると判断し、本新株予約権による資金調達を採用することといたしました。

なお、具体的な割当予定先は Japan International Partners LLC 及び Nippon Opportunity Partners LLC となりますが、それぞれ、Weiss 社が投資運用業務を提供している投資ファンドである Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund の間接的な完全子会社です。各割当予定先のマネージャーは、Weiss 社の出資者及び役員が保有する会社である Nippon Opportunity Management LLC が務めております。

[メリット]

① コミットメントワラントによる確実な資金調達

コミットメントワラントである第5回新株予約権、第6回新株予約権と第7回新株予約権は、その行使期間の初日に全部行使されることが本買取契約上で確約（コミット）されております。具体的には、平成30年3月27日に50,000株、平成30年4月24日に140,000株、平成30年5月25日に140,000株の合計330,000株に相当する新株予約権が行使される予定です。これにより、当社資金ニーズを相当程度満たすための蓋然性の高い資金調達が可能となります。

② ターゲットワラントによる株価上昇時の機動的な資金調達

ターゲットワラントである第8回新株予約権から第10回新株予約権は、その行使期間のうち当初の1年間（但し、第8回新株予約権については平成30年3月27日から平成31年3月8日まで）において、行使価額をコミットメントワラントの行使価額の20%プレミアムを付した価額となるように設計しております。また、上記(2)⑤のとおり、一定の場合には本買取契約上、割当予定先は行使義務を負っております。これにより、コミットメントワラント行使後において株価が上昇した場合に、機動的な資金調達が期待できます。

③ 段階的な行使日及び行使価額の設定による株価の状況に応じた資金調達

コミットメントワラントについて、段階的に行使の確約日を設定し、当該日において行使価額が直前取引日における普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されたうえで行使されることによって、行使価額が固定された新株予約権を一度に発行する場合に比して、より多くの新株予約権の行使確約を得ることが出来ます。また、段階的な行使とすることで、新株予約権の各行使時点における株価への影響を抑えることも可能となります。

④ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式はコミットメントワラントについて330,000株、ターゲットワラントについて165,000株とそれぞれ固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

⑤ 株価変動に対応した資金調達

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合には資金調達額が増額されます。また、ターゲットワラントについては行使期間の始期から1年を経過する毎（但し、第8回新株予約権については、平成31年3月9日を初日とし、各1年後の応当日毎）に行使価額が修正されるため、想定に反して株価が低迷した場合であっても、当該株価水準に応じた追加の資金調達が可能となります。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

[他の資金調達方法との比較]

① 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

② 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断致しました。

③ 新株発行による第三者割当増資

第三者割当による新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に与える直接的な影響が大きいと考えられます。また、今後の当社の成長性を鑑みた場合、より高い株価で段階的に資金調達を行う方法が適切であると考えられるため、行使価額が現在の株価よりも高く、且つ資金調達における機動性を有した本新株予約権の発行により、資金調達方法を確保する必要があると判断致しました。

④ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

⑤ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権のみを発行する場合は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できなくなります。

⑥ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約は締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達方法としてはまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記②の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断致しました。

⑦ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	959,680,000 円
② 発行諸費用の概算額	13,365,000 円
③ 差引手取概算額	946,315,000 円

(注) 1. 払込金額の総額は、各本新株予約権の発行価額の総額に、各本新株予約権に係る行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。

2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定（第6回新株予約権から第10回新株予約権については、その全てが当初行使価額で行使されたと仮定）して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の算定評価費用、反社調査費用及び変更登記費用等の合計であり、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
①3DCG 技術者の採用、及び研究開発、工程管理等にかかる人件費等及びコンピュータ機材費等	792,163,000 円	平成 30 年 3 月～平成 33 年 2 月
②データ・サイエンティストの採用及び研究開発にかかる人件費	154,152,000 円	平成 30 年 3 月～平成 33 年 2 月
合計	946,315,000 円	

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、新株予約権発行要項及び Japan International Partners LLC 及び Nippon Opportunity Partners LLC との間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社プルータス・コンサルティング、代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定モデルの決定に当たって、新株予約権発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとししました。また、当該算定機関は、評価基準日（平成30年3月8日）における当社株式の株価（2,050円）、普通株配当（0円）、無リスク利率（-0.13%）、ボラティリティ（約87%）、行使期間（約3年間）などの基礎数値をパラメータとしてモンテカルロ・シミュレーションにより将来の普通株式の株価をシミュレーションするとともに、その株価の推移を前提として発行会社の行動、割当予定先の行動について、第5回、第6回、第7回新株予約権については、権利行使期間初日に全て権利行使する。権利行使した株式については、上場来、直近までの約3年間に渡る当社普通株式の1日当たり売買出来高中央値の約20%（10,000株）ずつ市場に売却する。第8回、第9回、

第 10 回新株予約権については、権利行使が可能になった場合、株価が行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行うものとする。ただし、一度に行う権利行使の数は、10,000 個 (10,000 株) とし、行使して得た株式は随時売却するものとして、割当予定先が新株予約権から得るキャッシュフローを予測し、その現在価値の総和を 1 回のシミュレーションにおける新株予約権の価値とします。新株予約権の公正価値は、同様のシミュレーションを数万回実施した結果の平均値として算定されます。

当社は、当該算定機関が上記方法を基に算定した評価額 (第 5 回新株予約権 1 個につき 112 円、第 6 回新株予約権 1 個につき 3 円、第 7 回新株予約権 1 個につき 1 円、第 8 回新株予約権 1 個につき 84 円、第 9 回新株予約権 1 個につき 60 円、第 10 回新株予約権 1 個につき 60 円) を参考に、割当予定先との間での協議の上で、本新株予約権の 1 個の払込金額をそれぞれ評価額と同額 (第 5 回新株予約権 1 個につき 112 円、第 6 回新株予約権 1 個につき 3 円、第 7 回新株予約権 1 個につき 1 円、第 8 回新株予約権 1 個につき 84 円、第 9 回新株予約権 1 個につき 60 円、第 10 回新株予約権 1 個につき 60 円) としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定方法として一般的に用いられるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

また、当初行使価額及び行使価額の修正におけるディスカウント率 8% は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、かつ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、監査役 3 名全員 (全員が会社法上の社外監査役) から、新株予約権発行要項の内容及び上記の株式会社プルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本第三者割当の決議を行った取締役会において、株式会社プルータス・コンサルティングによる本新株予約権の公正価値の算定結果を参考にしつつ、本第三者割当担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

- ・株式会社プルータス・コンサルティングは当社及び割当予定先と人的及び資本上の関係はなく、当社の経営陣からも独立していると認められること。

- ・株式会社プルータス・コンサルティングは、企業価値評価実務、発行実務並びにこれらに関連する財務問題に関する知識・経験を有していると認められること。

- ・株式会社プルータス・コンサルティングは、一定の条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しており、株式会社プルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題ないと考えられること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は 495,000 株 (議決権数 4,950 個) であり、平成 29 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数 2,562,100 株及び総議決権数 25,306 個に対して株式数割合で 19.32%、議決権数割合で 19.56% の希薄化に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「2 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、調達した資金を、3 DCG エンジニアを 26 名及びデータ・サイエンティスト 3 名の採用に係る人件費等と、29 名の、増員分のコンピュータ機材費等に 3 年間充当いたします。

上記 3 DCG エンジニアに、3 DCG 技術を非エンターテインメント業界向けに応用するための周辺技術の

研究開発及びレンダリングを始めとする研究開発を行わせるとともに、ミドルウェアの海外向け開発及び技術サポートを行わせ、工程管理を伴うプロジェクトマネジメントに従事させます。更に、データ・サイエンティストを採用、研究開発を行わせることによって、ゲームユーザーの未来行動予測を行っている機械学習技術を、ヘルスケア業界を始めとする他業種に展開する新規事業展開を行って参ります。

以上の研究開発等によって、非エンターテインメント業界への参入及び売上増大、海外におけるミドルウェアの販売増加、工程管理の精度向上による利益増大、機械学習を利用した新規の事業展開を通じて、売上規模の増大と利益の最大化が図れ、ひいては企業価値の向上に資すると考えております。

また、上場来、直近までの約3年間に渡る当社普通株式の1日当たり売買平均出来高は約48,050株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していると判断しており、またWeiss社から運用に際しては、市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しておりますので、市場に過度の影響を与える規模ではないと判断しております。

以上に述べたとおり、本資金調達の使用により、エンジニア及びデータ・サイエンティストの増員を行い、研究開発に従事させたことによって、3DCGの基盤技術及び周辺技術、機械学習技術等が進歩し、競争優位を生むことができると考えております。これらの研究結果によって、3DCGにおける進化した映像表現、非エンターテインメント業界向け製品、機械学習分野の新規分野への応用、などの成果をあげることを目指しております。この研究開発結果が、売上と利益増大に寄与することによって、安定的な事業基盤の確立と、中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆様利益に資するものと判断しております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る希薄化の規模は、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

Japan International Partners LLC 第5回新株予約権31,000個、第6回新株予約権86,800個、第7回新株予約権86,800個、第8回新株予約権15,500個、第9回新株予約権43,400個、第10回新株予約権43,400個

(1) 名 称	Japan International Partners LLC	
(2) 本 店 の 所 在 地	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA	
(3) 代表者の役職・名称	Manager Nippon Opportunity Management LLC	
(4) 事 業 内 容	証券投資	
(5) 資 本 金	100米ドル(平成29年9月19日時点)	
(6) 設 立 年 月 日	平成29年2月14日	
(7) 発 行 済 株 式 数	該当事項なし	
(8) 決 算 期	12月31日	
(9) 従 業 員 数	0名	
(10) 主 要 取 引 先	該当事項なし	
(11) 主 要 取 引 銀 行	該当事項なし	
(12) 出 資 者 及 び 出 資 比 率	Japan International Holdings LLC 100%	
(13) 当社と当該法人との間の関係	資 本 関 係	該当事項なし
	人 的 関 係	該当事項なし
	取 引 関 係	該当事項なし
	関連当事者への該当状況	該当事項なし
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	Japan International Partners LLCは財務諸表を作成しておらず、記載すべき事項はありません。	

当社は、Japan International Partners LLC について、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である(株)JP リサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、欧米、アジア、豪州の主要国で発行されている 26,000 以上の媒体、150 以上の民間情報サービス会社が提供するデータベースをはじめ、世界主要国の政府機関等が収録しているデータベースのほか、インターネットでアクセス可能な公開情報を対象とするスクリーニング調査と方法の確認を行いました。その結果、①割当予定先である Japan International Partners LLC 及びその直接の出資者である Japan International Holdings LLC 並びに Japan International Holdings LLC の直接の出資者である Brookdale International Partners, L.P.、②Japan International Partners LLC のマネージャーである Nippon Opportunity Management LLC、並びに③Brookdale International Partners, L.P. に対して投資運用業務を提供している Weiss 社、そのジェネラル・パートナーである WAM GP LLC 並びに Weiss 社の CEO (1 個人) 並びに当該代表者が代表者を務める他の法人 (4 法人) 及びその役員 (2 個人) について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、Brookdale International Partners, L.P. の資金源泉につきましては、同ファンドに対して投資運用業務を提供している Weiss 社から、Brookdale International Partners, L.P. の投資家につき、現時点において、①当該投資家が反社会的勢力である事実、②反社会的勢力が当該投資家の経営に関与している事実、③当該投資家が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与している事実、及び④当該投資家が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実を認識していない旨の書面による確認を得ております。

以上から、当社は割当予定先、割当予定先の役員又は主な出資者について、反社会的勢力との関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

Nippon Opportunity Partners LLC 第 5 回新株予約権 19,000 個、第 6 回新株予約権 53,200 個、第 7 回新株予約権 53,200 個、第 8 回新株予約権 9,500 個、第 9 回新株予約権 26,600 個、第 10 回新株予約権 26,600 個

(1) 名 称	Nippon Opportunity Partners LLC	
(2) 本 店 の 所 在 地	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA	
(3) 代表者の役職・名称	Manager Nippon Opportunity Management LLC	
(4) 事 業 内 容	証券投資	
(5) 資 本 金	100 米ドル (平成 29 年 9 月 19 日時点)	
(6) 設 立 年 月 日	平成 29 年 2 月 14 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	該当事項なし	
(8) 決 算 期	12 月 31 日	
(9) 従 業 員 数	0 名	
(10) 主 要 取 引 先	該当事項なし	
(11) 主 要 取 引 銀 行	該当事項なし	
(12) 出 資 者 及 び 出 資 比 率	Nippon Opportunity Holdings LLC 100%	
(13) 当社と当該法人との間の関係	資 本 関 係	該当事項なし
	人 的 関 係	該当事項なし
	取 引 関 係	該当事項なし
	関連当事者への該当状況	該当事項なし
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	Nippon Opportunity Partners LLC は財務諸表を作成しておらず、記載すべき事項はありません。	

当社は、Nippon Opportunity Partners LLC について、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか

否かについて、第三者調査機関である(株)JP リサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、欧米、アジア、豪州の主要国で発行されている 26,000 以上の媒体、150 以上の民間情報サービス会社が提供するデータベースをはじめ、世界主要国の政府機関等が収録しているデータベースのほか、インターネットでアクセス可能な公開情報を対象とするスクリーニング調査と方法の確認を行いました。その結果、①割当予定先である Nippon Opportunity Partners LLC、その直接の出資者である Nippon Opportunity Holdings LLC 並びに Nippon Opportunity Holdings LLC の直接の出資者である Brookdale Global Opportunity Fund 及びその役員（2 個人及び 1 法人）、②Nippon Opportunity Partners LLC のマネージャーである Nippon Opportunity Management LLC、並びに③Brookdale Global Opportunity Fund に対して投資運用業務を提供している Weiss 社、そのジェネラル・パートナーである WAM GP LLC 並びに Weiss 社の CEO（1 個人）並びに当該代表者が代表者を務める他の法人（4 法人）及びその役員（2 個人）について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、Brookdale Global Opportunity Fund の資金源泉につきましては、同ファンドに対して投資運用業務を提供している Weiss 社から、Brookdale Global Opportunity Fund の投資家につき、現時点において、①当該投資家が反社会的勢力である事実、②反社会的勢力が当該投資家の経営に関与している事実、③当該投資家が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与している事実、及び④当該投資家が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実を認識していない旨の書面による確認を得ております。

以上から、当社は割当予定先、割当予定先の役員又は主な出資者について、反社会的勢力との関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、当社代表取締役会長関本晃靖の旧友である株式会社ピラミス・コンサルティング（住所：東京都千代田区麹町 2-10-3 エキスパートオフィス麹町 3 階、代表者：チェアマン&パートナー鶴保 征城、事業内容：M&A、ファンド投資等のアドバイザー）のマネージング・パートナーである高木明啓氏より、平成 29 年 7 月頃、Weiss 社（住所：251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674、General Partner：WAM GP LLC、事業内容：ファンダメンタル分析及び統計分析により発見した割安な有価証券への投資を通じた資産運用業務。なお、割当予定先である Japan International Partners LLC 及び Nippon Opportunity Partners LLC は、それぞれ、Weiss 社が投資運用業務を提供している投資ファンド（Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund）の間接的な完全子会社であり、Weiss 社の出資者及び役員が保有する会社である Nippon Opportunity Management LLC がそのマネージャーを務めています。）より、自らの投資運用業務の提供先である投資ファンドによる当社への出資を行いたい意向があるので聞いておかないかと紹介され、Weiss 社の担当者と会ったところ、同社より、当社の株価は割安と考えているので当社に対して出資を行いたい旨の意向の表明をされました。その後、平成 29 年 9 月頃より来期予算を作成する過程において、当社内にて開発推進・支援事業における人材の雇用及び教育等の人件費及び増員分の機材費等に係る資金需要が高まったところ、Weiss 社から引き続き当社への投資の意思を有している旨の連絡を受け、また、Weiss 社の関係会社である Nippon Opportunity Management LLC がマネージャーを務める Japan International Partners LLC 及び Nippon Opportunity Partners LLC を割当予定先とする本新株予約権の第三者割当増資による資金調達の提案を受けました。当社は、上記「2 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、他の金融機関からの資金調達の提案も含めて、本新株予約権による調達のメリット・デメリット及び他の資金調達方法を検討した結果、Weiss 社から提案を受けた本スキームが、仮に株価が上昇していかない局面においても、見込まれる調達金額が最も当社にとって早く具体化する可能性が高かったこと及び希薄化による影響が限定的であったことなどから最も適切であると判断し、Weiss 社の関連会社が運営する割当予定先に対して、第三者割当増資によって本新株予約権を発行する本スキームが最善であるとの判断に至りました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であることを口頭で確認しております。当社役員と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式については、市場の状況等を勘案し市場売却等の方法により適宜売却する可能性がある旨を口頭にて確認しております。また、本買取契約において、各割当予定先は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の各行使期間の初日に先立つ2連続取引日の間、東京証券取引所において、当社株式の空売りその他の当社株式の売却に係る注文を行わない旨を合意しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である Japan International Partners LLC の間接的な完全親会社である Brookdale International Partners, L.P. が Japan International Partners LLC に対して提出した、Brookdale International Partners, L.P. が Japan International Partners LLC に対して直接又はその子会社 (Brookdale International Partners, L.P. の直接の完全子会社、かつ、Japan International Partners LLC の直接の完全親会社である Japan International Holdings LLC が想定されています。) を通じて間接に出資すること確約する旨の書面 (エクイティ・コミットメント・レター)、及び、割当予定先である Nippon Opportunity Partners LLC の間接的な完全親会社である Brookdale Global Opportunity Fund が Nippon Opportunity Partners LLC に対して提出した、Brookdale Global Opportunity Fund が Nippon Opportunity Partners LLC に対して直接又はその子会社 (Brookdale Global Opportunity Fund の直接の完全子会社、かつ、Nippon Opportunity Partners LLC の直接の完全親会社である Nippon Opportunity Holdings LLC が想定されています。) を通じて間接に出資することを確約する旨の書面 (エクイティ・コミットメント・レター) により確認したところ、各本新株予約権の発行価額及び行使価額の総額に相当する出資確約を得ていることを確認するとともに、Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund の 2018 年 1 月 31 日付プライムブローカー発行の残高報告書を受領し、1 月 31 日付現金及びその同等物の残高を確認した結果、当社としてかかる払込み及び権利行使に支障はないと判断しております。

(5) その他

当社は、各割当予定先との間で、本買取契約において、主に下記の内容について合意しております。

- ①各割当予定先は、それぞれに割り当てられた第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部を、それぞれ、当該各新株予約権の行使期間の初日に全て行使すること (ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とする。)
- ②第6回新株予約権及び第7回新株予約権については、上記①にかかわらず、(a) 当該新株予約権の修正後の行使価額が当該新株予約権の下限行使価額を下回った場合、割当予定先は当該新株予約権を行使してはならず、また、(b) (i) 当該新株予約権の修正後の行使価額が当該新株予約権の下限行使価額の 109% に相当する額を下回った場合、又は (ii) 本買取契約の締結日から当該新株予約権の行使期間の末日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は上記①の行使義務を免れること。
- 第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権について、当該各新株予約権の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の30連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格 (VWAP) が当該時点における当該各新株予約権の行使価額の 150% に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当予定先は、当

該取引日の終了時点で各割当予定先が保有する当該各新株予約権の 50%をそれぞれ行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当予定先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当予定先の当社に対する議決権保有比率が 9.99%を超えることとなる場合を除く。）。ただし、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権については、行使期間における修正後の行使価額が当該新株予約権の下限行使価額を下回っている間、割当予定先は当該新株予約権を行使してはならず、また、行使期間における修正後の行使価額が当該新株予約権の下限行使価額を下回っている場合、又は本買取契約の締結日から当該新株予約権の行使期間の末日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は当該新株予約権に係る行使義務を免れること。

・本新株予約権の割当日から 180 日間、割当予定先の事前の書面による同意なしには、直接又は間接を問わず、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わないこと。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 9 回新株予約権又は第 10 回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が当該新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行かせない。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような上記の新株予約権の行使を行わないことに同意し、当該新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

6. 大株主及び持株比率

氏名又は名称	平成29年11月30日現在
	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
関本 晃靖	9.48
寺田 健彦	9.19
株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント	4.68
三菱UFJキャピタル株式会社	4.02
SCSK株式会社	3.70
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	2.34
株式会社エクサ	2.18
株式会社クリーク・アンド・リバー社	2.10
松井証券株式会社	1.39
倉垣 二美子	1.24

氏名又は名称	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
永谷 真澄	1.24
計	41.61

(注) 今回の募集分について、権利行使後の株式について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

7. 今後の見通し

当社では、平成30年1月15日付「平成29年11月期 決算短信[日本基準] (連結)」の平成30年11月期の通期連結業績予想において、5億円程度の資金調達と当該資金調達によるエンジニアの増員により、前期(平成29年11月期)に発生した外注費を削減し、社内に技術ノウハウを蓄積するとともに利益率の改善を図ることを織り込んでおりました。

今回の資金調達により得た資金を「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の使途に充当することにより、今後の事業拡大及び収益性の向上、並びに財務体質の更なる強化につながるものと考え一方、調達金額が今後の株価動向次第であることや受注動向によりエンジニア採用人員数が変動すること等の不確定要素を含んでいるため、現時点で資金調達の効果を測定することは困難であることから、平成30年11月期の通期連結業績予想を据え置いております。

なお、今後の動向に応じて業績予想に変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行規模は、「4. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成29年11月30日現在の総議決権数に対して19.32%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	平成27年11月期	平成28年11月期	平成29年11月期
連結売上高	8,231百万円	7,001百万円	6,115百万円
連結営業利益	266百万円	△411百万円	△1,251百万円
連結経常利益	252百万円	△428百万円	△1,202百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	146百万円	△499百万円	△1,137百万円
1株当たり連結当期純利益	64.64円	△201.91円	△456.73円
1株当たり配当金	10.00円	10.00円	0.00円
1株当たり連結純資産	1,301.80円	1,081.45円	577.90円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成29年11月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,562,100株	100.0%

現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	62,994株	2.5%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	48,153株	1.9%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	3,458株	0.1%

（3）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年11月期	平成28年11月期	平成29年11月期
始 値	9,900円	3,440円	4,015円
高 値	19,660円	8,140円	6,940円
安 値	3,200円	1,800円	2,982円
終 値	3,435円	4,010円	3,190円

② 最近6か月間の状況

	平成29年 10月	平成29年 11月	平成29年 12月	平成30年 1月	平成30年 2月	平成30年 3月
始 値	3,555円	3,480円	3,190円	2,473円	2,531円	2,202円
高 値	3,740円	3,485円	3,225円	2,792円	2,626円	2,230円
安 値	3,160円	3,105円	2,328円	2,378円	2,080円	2,002円
終 値	3,460円	3,190円	2,468円	2,541円	2,239円	2,050円

（注）平成30年3月の株価については、平成30年3月8日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年3月8日
始 値	2,032円
高 値	2,072円
安 値	2,026円
終 値	2,050円

（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株式の発行

払 込 期 日	平成27年2月23日
調 達 資 金 の 額	1,212,160千円
発 行 価 額	1株につき金4,165円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	2,355,000株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	270,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	2,625,000株
割 当 先	みずほ証券㈱、三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱、SMBC日興証券㈱、㈱SBI証券、いちよし証券㈱、エイチ・エス証券㈱、SMBCフレンド証券㈱、エース証券㈱、香川証券㈱
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	第三者割当増資の手取り概算額と合わせて、ミドルウェアの開発、新規コンテンツの開発ならびに広告費宣伝費、業務拡大に伴う人材増加に対応するための建物内装、造作、敷金等や業務用パソコン、サーバー、ソフトウェア等の取得に充当する予定です。

発行時における 支出予定時期	平成27年11月期に638,000千円、平成28年11月期に722,000千円を充当する予定です。
現時点における 充当状況	当初の資金使途及び支出予定時期に従い充当しております。なお、平成27年11月期におきましては、638,000千円のうち669,000千円を充当いたしており、また、28年11月期の722,000千円におきましては、566,000千円を充当いたしております。

シリコンスタジオ株式会社
第 5 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
シリコンスタジオ株式会社第 5 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の総数
50,000 個
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下「交付」という。）数は 1 株とする（以下、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数を「交付株式数」という。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 5 項の規定に従って、行使価額（第 4 項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 5 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 5 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 行使価額は、1,886 円とする。ただし、行使価額は第 5 項に定めるところに従い調整される。
 5. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合
(ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)
調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降(株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降)、これを適用する。
- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合
調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降、これを適用する。
- ③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)
調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日(無償割当ての場合には、効力発生日)の翌日以降(株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降)、これを適用する。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
③行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
④行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
①株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
②前①の他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由その他の事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に

通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成 30 年 3 月 27 日から平成 33 年 3 月 26 日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。

7. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権証券

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第 6 項に定める行使期間中に、振替機関（第 18 項に定める。以下同じ。）又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第 2 条 4 項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）を通じて、第 12 項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行わなければならない。

(2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の通知に加え、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 13 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、第 12 項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が通知され、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が現金にて第 13 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に入金された日に発生する。

(4) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要するを行った者は、その後これを撤回することができない。

11. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

12. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

13. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 東恵比寿支店

14. 本新株予約権者に対する通知方法

本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又は email 送信の方法を含む。）による。ファクシミリ送信又は email 送信によるときは、受信が確認された時点、また、その他の方法によるときは、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。

15. 新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個あたり 112 円

16. 払込期日及び割当日

平成 30 年 3 月 26 日

17. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部につき同法

の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

18. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

19. 募集又は割当ての方法

第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。

割当予定先	本新株予約権の割当予定数
Japan International Partners LLC	31,000 個
Nippon Opportunity Partners LLC	19,000 個

20. 申込期間

平成30年3月26日

21. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 前記各項のほか、本新株予約権の発行に必要な一切の事項については、当社代表取締役に一任する。

シリコンスタジオ株式会社
第6回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
シリコンスタジオ株式会社第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の総数
140,000 個
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下「交付」という。）数は 1 株とする（以下、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数を「交付株式数」という。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第6項の規定に従って行使価額（第4項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第6項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第6項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 行使価額は、当初 1,886 円とする。ただし、行使価額は第5項及び第6項に定めるところに従い修正又は調整される。
5. 行使価額の修正
行使価額は、平成 30 年 4 月 24 日に、平成 30 年 4 月 23 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額に修正される。ただし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り捨てるものとする。
6. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合
 (ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)
 調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降(株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降)、これを適用する。
 - ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合
 調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降、これを適用する。
 - ③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)
 調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日(無償割当ての場合には、効力発生日)の翌日以降(株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降)、これを適用する。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。
 この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
 - ③ 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - ④ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

- ② 前①の他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由その他の事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
 - (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (6) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
7. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年4月24日から平成33年4月23日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。
8. 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
10. 新株予約権証券
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。
11. 新株予約権の行使の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第7項に定める行使期間中に、振替機関（第19項に定める。以下同じ。）又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）を通じて、第13項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行わなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の通知に加え、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第14項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、第13項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が通知され、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が現金にて第14項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
12. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
13. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
14. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 東恵比寿支店
15. 本新株予約権者に対する通知方法
本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又はemail送信の方法を含む。）による。ファクシミリ送信又はemail送信によるときは、受信

が確認された時点、また、その他の方法によるときは、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。

16. 新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個あたり 3 円

17. 払込期日及び割当日

平成 30 年 3 月 26 日

18. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部につき同法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

19. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

20. 募集又は割当ての方法

第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。

割当予定先	本新株予約権の割当予定数
Japan International Partners LLC	86,800 個
Nippon Opportunity Partners LLC	53,200 個

21. 申込期間

平成 30 年 3 月 26 日

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 前記各項のほか、本新株予約権の発行に必要な一切の事項については、当社代表取締役に一任する。

シリコンスタジオ株式会社
第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
シリコンスタジオ株式会社第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の総数
140,000 個
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下「交付」という。）数は 1 株とする（以下、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数を「交付株式数」という。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 6 項の規定に従って行使価額（第 4 項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 6 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 6 項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 行使価額は、当初 1,886 円とする。ただし、行使価額は第 5 項及び第 6 項に定めるところに従い修正又は調整される。
5. 行使価額の修正
行使価額は、平成 30 年 5 月 25 日に、平成 30 年 5 月 24 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額に修正される。ただし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り捨てるものとする。
6. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合
 (ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)
 調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降(株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降)、これを適用する。
- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合
 調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降、これを適用する。
- ③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)
 調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日(無償割当ての場合には、効力発生日)の翌日以降(株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降)、これを適用する。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
 ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。
 この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
 ③行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 ④行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 ①株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

- ② 前①の他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由その他の事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
 - (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (6) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
7. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年5月25日から平成33年5月24日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。
8. 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
10. 新株予約権証券
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。
11. 新株予約権の行使の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第7項に定める行使期間中に、振替機関（第19項に定める。以下同じ。）又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）を通じて、第13項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行わなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の通知に加え、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第14項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、第13項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が通知され、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が現金にて第14項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
12. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
13. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
14. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 東恵比寿支店
15. 本新株予約権者に対する通知方法
本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又はemail送信の方法を含む。）による。ファクシミリ送信又はemail送信によるときは、受信

が確認された時点、また、その他の方法によるときは、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。

16. 新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個あたり 1 円

17. 払込期日及び割当日

平成 30 年 3 月 26 日

18. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部につき同法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

19. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

20. 募集又は割当ての方法

第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。

割当予定先	本新株予約権の割当予定数
Japan International Partners LLC	86,800 個
Nippon Opportunity Partners LLC	53,200 個

21. 申込期間

平成 30 年 3 月 26 日

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 前記各項のほか、本新株予約権の発行に必要な一切の事項については、当社代表取締役に一任する。

シリコンスタジオ株式会社
第8回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

シリコンスタジオ株式会社第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の総数

25,000 個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下「交付」という。）数は 1 株とする（以下、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数を「交付株式数」という。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 6 項の規定に従って行使価額（第 4 項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 6 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 6 項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 行使価額は、当初 2,264 円とする。ただし、行使価額は第 5 項及び第 6 項に定めるところに従い修正又は調整される。

5. 行使価額の修正

行使価額は、平成 31 年 3 月 9 日を初日として、各 1 年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に相当する金額に修正される。ただし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

6. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合
 (ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)
 調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降(株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降)、これを適用する。
- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合
 調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降、これを適用する。
- ③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)
 調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日(無償割当ての場合には、効力発生日)の翌日以降(株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降)、これを適用する。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
 ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。
 この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
 ③行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 ④行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 ①株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

- ② 前①の他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由その他の事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
 - (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (6) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
7. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年3月27日から平成33年3月26日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。
 8. 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 10. 新株予約権証券
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。
 11. 新株予約権の行使の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第7項に定める行使期間中に、振替機関（第19項に定める。以下同じ。）又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）を通じて、第13項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行わなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の通知に加え、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第14項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、第13項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が通知され、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が現金にて第14項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
 12. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 13. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 14. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 東恵比寿支店
 15. 本新株予約権者に対する通知方法
本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又はemail送信の方法を含む。）による。ファクシミリ送信又はemail送信によるときは、受信

が確認された時点、また、その他の方法によるときは、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。

16. 新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個あたり 84 円

17. 払込期日及び割当日

平成 30 年 3 月 26 日

18. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部につき同法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

19. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

20. 募集又は割当ての方法

第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。

割当予定先	本新株予約権の割当予定数
Japan International Partners LLC	15,500 個
Nippon Opportunity Partners LLC	9,500 個

21. 申込期間

平成 30 年 3 月 26 日

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 前記各項のほか、本新株予約権の発行に必要な一切の事項については、当社代表取締役に一任する。

シリコンスタジオ株式会社
第9回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

シリコンスタジオ株式会社第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の総数

70,000 個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下「交付」という。）数は 1 株とする（以下、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数を「交付株式数」という。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 6 項の規定に従って行使価額（第 4 項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 6 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 6 項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 行使価額は、当初 1,886 円とする。ただし、行使価額は第 5 項及び第 6 項に定めるところに従い修正又は調整される。

5. 行使価額の修正

行使価額は、平成 30 年 4 月 24 日に、平成 30 年 4 月 23 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 110.4%に相当する金額に修正され、以後、平成 31 年 4 月 24 日を初日として、各 1 年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に相当する金額に修正される。ただし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

6. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更

を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合

（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降（株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降）、これを適用する。
 - ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降、これを適用する。
 - ③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降（株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降）、これを適用する。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
 - ③ 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - ④ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ② 前①の他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由その他の事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
 - (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (6) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
7. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年4月24日から平成33年4月23日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。
 8. 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 10. 新株予約権証券
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。
 11. 新株予約権の行使の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第7項に定める行使期間中に、振替機関（第19項に定める。以下同じ。）又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）を通じて、第13項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行わなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の通知に加え、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第14項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、第13項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が通知され、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が現金にて第14項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
 12. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 13. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 14. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 東恵比寿支店
 15. 本新株予約権者に対する通知方法

本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又は email 送信の方法を含む。）による。ファクシミリ送信又は email 送信によるときは、受信が確認された時点、また、その他の方法によるときは、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。

16. 新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個あたり 60 円

17. 払込期日及び割当日

平成 30 年 3 月 26 日

18. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部につき同法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

19. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

20. 募集又は割当ての方法

第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。

割当予定先	本新株予約権の割当予定数
Japan International Partners LLC	43,400 個
Nippon Opportunity Partners LLC	26,600 個

21. 申込期間

平成 30 年 3 月 26 日

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 前記各項のほか、本新株予約権の発行に必要な一切の事項については、当社代表取締役に一任する。

シリコンスタジオ株式会社
第10回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
シリコンスタジオ株式会社第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の総数
70,000 個
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下「交付」という。）数は 1 株とする（以下、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数を「交付株式数」という。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 6 項の規定に従って行使価額（第 4 項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 6 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 6 項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 行使価額は、当初 1,886 円とする。ただし、行使価額は第 5 項及び第 6 項に定めるところに従い修正又は調整される。
5. 行使価額の修正
行使価額は、平成 30 年 5 月 25 日に、平成 30 年 5 月 24 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 110.4%に相当する金額に修正され、以後、平成 31 年 5 月 25 日を初日として、各 1 年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に相当する金額に修正される。ただし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り捨てるものとする。
6. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更

を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合

（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降（株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降）、これを適用する。
 - ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降、これを適用する。
 - ③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降（株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降）、これを適用する。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
 - ③ 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - ④ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ② 前①の他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由その他の事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
 - (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (6) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
7. 新株予約権を行使することができる期間
平成30年5月25日から平成33年5月24日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。
 8. 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 10. 新株予約権証券
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。
 11. 新株予約権の行使の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第7項に定める行使期間中に、振替機関（第19項に定める。以下同じ。）又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）を通じて、第13項に定める行使請求受付場所に行使請求の通知が行わなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の通知に加え、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第14項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、第13項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が通知され、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が現金にて第14項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
 12. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 13. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 14. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 東恵比寿支店
 15. 本新株予約権者に対する通知方法

本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又は email 送信の方法を含む。）による。ファクシミリ送信又は email 送信による場合は、受信が確認された時点、また、その他の方法による場合は、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。

16. 新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個あたり 60 円

17. 払込期日及び割当日

平成 30 年 3 月 26 日

18. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部につき同法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。

19. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

20. 募集又は割当ての方法

第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てる。

割当予定先	本新株予約権の割当予定数
Japan International Partners LLC	43,400 個
Nippon Opportunity Partners LLC	26,600 個

21. 申込期間

平成 30 年 3 月 26 日

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 前記各項のほか、本新株予約権の発行に必要な一切の事項については、当社代表取締役に一任する。